

所沢市産後ケア事業 業務委託事業者募集要項

令和8年3月

所沢市こども未来部こども家庭センター

1 事業名称

所沢市産後ケア事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として産後ケア事業（以下、「本事業」という。）を実施するものである。

このため、市は産後の母子ケアに関する知識及び技術において専門性を有し、本事業を提供できる事業者を提供できる事業者を募集する。

(2) 事業の対象者

所沢市に住所のある、医療的介入の必要がない出産後1年以内の母子（妊娠届出後の流産・死産を経験した女性を含む。）のうち、本事業を必要としており、市から利用の決定及び利用券の交付を受けた母子。

(3) 事業の実施内容等

別紙「所沢市産後ケア事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 実施事業者要件

本事業を実施する事業者は以下の①から③までの全てに該当するものとする。

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所であること。ただし、訪問型に限り保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく助産師免許を有する者を本事業に従事させることができる団体又は個人事業主も可とする。
- ② 本事業に関する知識及び技術において専門性を有し、仕様書に定める内容について実施可能であること。
- ③ 原則、所沢市内又は近隣市町村に実施施設又は事業所（個人事業主に関しては居宅）を有すること。

(5) 実施従事者要件

事業者は、次のとおり①②を配置したうえで、事業の内容に応じて③の担当者を配置すること。事業の実施にあたっては、原則、助産師、保健師又は看護師が行うこと。また、宿泊型を実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

- ① 本事業を管理する者
- ② 助産師、保健師又は看護師
- ③ 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

(6) 実施場所

① 宿泊型・デイサービス型の施設

病院もしくは病床を有する診療所、入所施設を有する助産所のほか、次のアからエまでの設備を有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する施設で実施すること。また、施設内の衛生管理に努めること

ア 利用者の居室

イ カウンセリング室

ウ 乳児保育室

エ その他、事業の実施に必要な設備

② 訪問型

利用を希望する母子の居宅において実施すること

(7) 宿泊型・デイサービス型の施設設備要件

宿泊型又はデイサービス型を提供する施設については、次の設備を備えること。

ア 居室の床面積が、1 母子を入所させるためのものにあつては6.3㎡以上、2 母子以上を入所させるためのものにあつては1 母子につき4.3㎡以上

イ 授乳可能な場所があること

ウ 成人用寝床、小児用寝床が受入人数分確保されていること

エ 本事業の利用者が使用できる居室が確保されていること。できる限り受入人数分の居室が確保されていることが望ましい。

オ 乳児の体重測定ができる設備があること

カ 宿泊型においては入浴設備があること

キ 沐浴指導設備があること

ク 避難経路が確保されていること

ケ 医療法、消防法に則った防災設備を備えていること

コ その他サービスを安全・快適に提供できる施設・設備を備え、施設内の衛生管理に努めること

(8) その他の実施要件

① 事業者は、本事業を実施の上で必要な知識について、最新の情報を確認するとともに、定期的に実施担当者へ研修を受けさせること

② 所沢市産後ケア事業実施要綱、本事業にかかる契約書（仕様書を含む）、関係法令等を遵守すること。

③ 本市との適切な連絡体制を確保すること

④ 「所沢市産後ケア事業安全管理マニュアル」に準拠し、利用する母子並びに関係者の安全性の確保に十分配慮して事業を実施すること。

⑤ 事業者は、賠償責任保険に加入していること。

(9) 委託料及び利用者負担額

本事業に係る委託料及び利用者負担額は、以下①～④のとおりとする。なお、おむつその他の実費及び利用者の要望に基づく個室利用料金、その他特別のサービスに係る利用料金等、事業者が利用者、以下の自己負担額を超えて料金を請求しようとする場合、事業者は必ず事前に利用者の同意を得るものとする。

① 基本料金

各実施種別について、母子1組1日(回)あたりの事業費は以下のとおり。宿泊型の場合、1泊2日の利用時には以下の表の2日分が事業費となる。

単位：1日(回)あたり

実施種別	基本料金	自己負担額		委託料	
		課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯	課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯
宿泊型(1日～5日) ※1	20,000円	3,500円	1,750円	16,500円	18,250円
宿泊型(6日以降)	20,000円	6,000円	3,000円	14,000円	17,000円
デイサービス型 (6時間以上)	14,000円	3,500円	1,750円	10,500円	12,250円
デイサービス型 (3時間以上6時間未満)	5,500円	1,700円	850円	3,800円	4,650円
訪問型 ※2 (2時間)	12,000円	3,500円	1,750円	8,500円	10,250円

※1 宿泊型について、5日利用までは利用者自己負担額を減免し、委託料で補填する。利用日数は、利用者の利用券により確認を行うものとする。なお、令和7年度以前に利用券を交付されている者については、利用券の日数に関わらず交付済みの利用券に「2,500円追加助成券」を添付することで、宿泊型(1日～5日)の自己負担額及び委託料を適用する。

※2 訪問型の基本料金には、交通費を含むものとする。

② 多胎児加算料金

各実施種別について、多胎児の利用があった場合は、多胎児第2子目以降の利用における1日(回)あたりの事業の実施に係る費用については以下のとおりとする。

単位：1児1日(回)あたり

実施種別	多胎児加算料金	自己負担額		委託料	
		課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯	課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯
宿泊型	9,000円	2,700円	1,350円	6,300円	7,650円

デイサービス型 (6時間以上)	6,000 円	1,800 円	900 円	4,200 円	5,100 円
デイサービス型 (3時間以上6時間未満)	3,000 円	900 円	450 円	2,100 円	2,550 円
訪問型 (2時間)	3,000 円	900 円	450 円	2,100 円	2,550 円

③ 生後4か月以降の児の受入加算料金

宿泊型・デイサービス型について、契約期間中恒常的に生後4か月以降の児の受け入れ体制を整えている場合に、実際の利用者の月齢に関わらず①基本料金の委託料に加算するもの。なお、生後4か月以降の児の受入加算料に該当する事業所は、所沢市産後ケア事業業務委託事業者申請書(様式1)により確認を行うものとする。

単位：母子1組1日(回)あたり

実施種別	生後4か月以降の児の受入加算料金
宿泊型	10,000 円
デイサービス型	10,000 円

④ キャンセル料

利用日当日に利用者の都合による日程変更やキャンセル、訪問時の不在があった場合には、事業の実施があったものとみなし、事業者は次のとおり本市へ委託料を請求することができる。ただし、本市に請求を行う場合は、あわせて利用者本人に対しても事業者から請求を行うこととし、費用の徴収も事業者にて対応すること。利用者への請求額は①基本料金の自己負担額を限度とする。

また、委託料を請求する場合、利用者名、当日キャンセルとなった経緯、利用者への請求の有無等について報告書を提出するものとし、市から利用者へキャンセル等状況について確認を行う場合がある。

なお、自然災害や事業者都合によるキャンセルの場合、本項目は適用されない。

単位：当日キャンセル 1回あたり※

実施種別	利用日当日のキャンセルに係る委託料	
	課税世帯	生活保護世帯・非課税世帯
宿泊型※	14,000 円	17,000 円
デイサービス型 (6時間以上)	10,500 円	12,250 円
デイサービス型 (3時間以上6時間未満)	3,800 円	4,650 円
訪問型	8,500 円	10,250 円

※宿泊型の場合は、予約日数に関わらず初日1日分のみキャンセル料の対象とする。また、キャンセルに係る委託料については、利用者への2,500円分の減免分への補填対応は行わない。

(10) 契約期間

契約締結日から当該年度の3月31日まで
契約は単年度契約とする。

(11) 事業実施内容の変更

契約期間内に本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、所沢市産後ケア事業業務委託事業者申請書(様式1)及び所沢市産後ケア事業確認書(様式3)を速やかに提出すること。この場合、実地調査の実施を求められることがあるため、その場合は対応すること。

3 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす事業者とする。

- ① 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ② 国税及び市税並びにその他の税金の未納がないこと。
- ③ 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ④ 破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または所沢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑦ 本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

4 事業者の応募(申請)方法

(1) 応募(申請)の流れ

- ① 申請書類の提出
- ② 申請のあった事業者の書類審査
- ③ 必要に応じ、申請のあった事業者の施設実地調査及び本事業の実施に関するヒアリング
- ④ 審査結果通知・業務委託契約
- ⑤ 事業開始

(2) 提出書類

- ① 所沢市産後ケア事業業務委託事業者申請書(様式1)
- ② 所沢市産後ケア事業業務委託事業者誓約書(様式2)
- ③ 所沢市産後ケア事業確認書(様式3)

(3) 提出方法

申請書類の提出方法は、直接持参、郵送、電子メールのいずれかとする。直接持参する場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時とする。
提出書類は各1部提出すること。

(4) 申請上の注意点

- ①申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- ②提出された書類については、所沢市情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお提出された書類については、返却しない。
- ③申請書類を提出した後に辞退する際には、書面にて辞退することを届け出ること。

5 実地調査、審査及び結果通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査及び本事業の実施に関するヒアリングにより審査を行い、本事業の委託事業者として適していると判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は応募者へ通知するとともに、受託者として決定された事業者については、市ホームページで公表する。

6 担当課

所沢市こども未来部こども家庭センター

住所：〒359-0025

埼玉県所沢市上安松 1224-1 所沢市保健センター内

電話：04-2991-1817 又は 04-2991-1820

電子メール：b9911817@city.tokorozawa.lg.jp

7 適用

本募集要項は、履行開始日が令和8年4月1日以降の契約に適用する。